

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

「適時開示ガイドブック」の改訂について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび当取引所では、下記の記載内容の見直しを行った「適時開示ガイドブック（2015年1月版）」を作成し、上場会社通信サイトに掲載いたしましたのでご通知申し上げます。

各位におかれましては、貴社内のご関係先に宜しくご周知賜りますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

<改訂概要>

1. セントレックスの上場廃止基準における「上場時価総額」の基準の変更に伴う記載の見直し

【第5章 6. 上場廃止等に関する開示 ほか】

2. 独立性の高い社外取締役の確保に係る規定の導入に伴う記載の見直し

【第7章 3. 望まれる事項 ほか】

3. 独立役員制度における一般株主と利益相反が生じるおそれがあると判断する場合の要件の呼称を「事前相談要件」から「独立性基準」に変更することに伴う記載の見直し

【第7章 【独立役員の確保に係る実務上の留意事項について】】

4. 上場会社の役職員による未公表の重要事実等の情報伝達行為等を未然防止する体制整備に係る規定の導入に伴う記載の見直し

【第7章 3. 望まれる事項 ほか】

5. 任意の委員会の設置状況の開示に係る「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領の見直し

【第9章 3. コーポレート・ガバナンスに関する報告書】

<通知日等>

平成26年1月16日
(名証自規第13号)

平成26年2月5日
(名証自規第52号)

平成26年2月5日
(名証自規G第3号)

平成26年3月25日
(名証自規第171号)

平成26年4月28日
(名証自規G第8号)

6. 注意喚起制度に係る記載の追加、及び、開示注意銘柄制度に係る記載の削除 【第1章 【注意喚起制度の概要】 ほか】	平成26年5月22日 (名証自規第246号)
7. 売買単位の100株への統一に向けた対応に係る記載の見直し 【第7章 【売買単位の集約に関するQ&A】 ほか】	平成26年6月26日 (名証自規第344号)
8. 新株予約権証券の上場制度の見直しに係る記載の見直し 【第2章 6. 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て ほか】	平成26年11月27日 (名証自規第589号)
9. 「ストック・オプションの付与」に係る記載の明確化 ※ スtock・オプションの付与に当たっては、開示資料上、発行の目的や理由、払込金額の算定根拠等について、わかりやすく具体的に記載することが必要であることを明確化するものです。 【第2章 9. スtock・オプションの付与】	
10. その他、字句修正等	

以上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）
電話：052-262-3174 電子メール：syoken@nse.or.jp